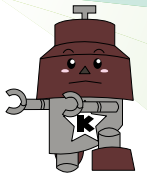


産業廃棄物の保管の基準を守ってください

(収集・運搬の途中で保管する場合)



川口市マスコット
「きゅぼらん」

- ✓ 積替えを行う場合を除き、保管してはいけないこと
- ✓ 保管量は適切に保管できる量とし、かつ1日当たりの平均的な搬出量の7倍までとすること
- ✓ 保管する前に、産業廃棄物の処分先を決めておくこと
- ✓ 保管する産業廃棄物の性状が変化しないうちに搬出すること
- ✓ 保管場所の周囲には囲い（保管する産業廃棄物が囲いにもたれかかる場合は、コンクリート壁等の丈夫な囲い）を設けること
- ✓ 見やすい箇所に掲示板を設けること

【掲示板の例】

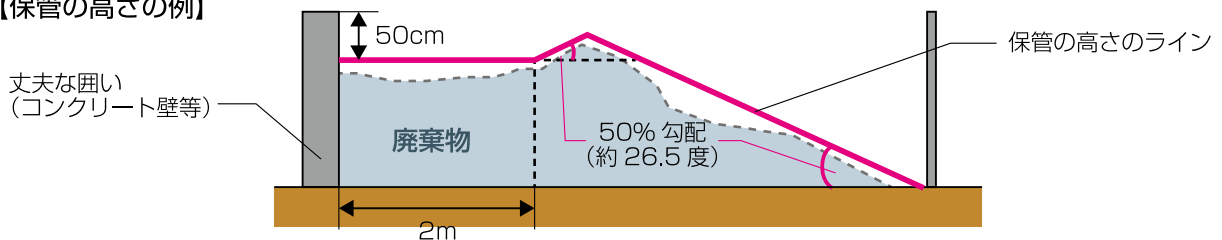
産業廃棄物の積替えのための保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類 以上2種類
管理者	氏名又は名称 川口市〇〇〇丁目〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	連絡先 電話 048-〇〇〇-〇〇〇〇
保管の最大高さ	1.5m
保管の最大数量	30m ³

60cm 以上

60cm 以上

- ✓ 産業廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭の発散がないような対策をとること
- ✓ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、水質の汚濁を防止するための設備を設けるほか、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ✓ 屋外で容器を使わずに産業廃棄物を保管する場合は、保管の高さを守ること

【保管の高さの例】



- ✓ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること
- ✓ 石綿や水銀を含む産業廃棄物の積替え・保管を行う場合には、他の廃棄物と混じらないよう、仕切りを設けるなどすること

以上の基準を守らない場合、法律に基づく改善命令を受けることがあります

改善命令に違反すると **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**

- ※ 建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は元請業者です
下請負人がその廃棄物を運搬する場合は収集運搬業の許可が必要です
また、下請負人が積替えのために保管する場合は、積替保管の許可が必要です
- ★ 排出事業者が排出場所以外で建設工事に伴う産業廃棄物を保管する場合も、上記の保管基準が適用されます
また、事業場外保管の届出が必要な場合があります
- ★ 特別管理産業廃棄物を積替えのために保管する場合は、これ以外にも基準があります



川口市ごみ減量キャンペーン
キャラクター「ごみまる」

川口市環境部産業廃棄物対策課 TEL: 048-228-5380

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

令第6条第1項第1号ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

規則第7条の4 令第6条第1項第1号ホの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき
- 二 使用済自動車等を保管する場合

令第3条第1号チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

規則第1条の4 令第3条第1号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

令第3条第1号リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 環境省令※で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

※ 環境省令 → 規則第1条の5（表面の掲示板の例）

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令※で定める高さを超えないようにすること。

※ 環境省令 → 規則第1条の6（表面の保管の高さの例）

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

令第6条第1項第1号へ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号トの規定の例によること。

令第3条第1号ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。